

平成21年度 第1回
千葉市環境影響評価審査会

平成22年2月16日(火)

千葉市環境局環境保全部環境調整課

- 1 会議の名称 平成21年度第1回千葉市環境影響評価審査会
- 2 開催日時 平成22年2月16日(火) 午後1時～5時
- 3 開催場所 東京電力株式会社 五井火力発電所
- 4 出席者 【委員】矢野委員、立本委員、大原委員、田口委員、桑沢委員、生嶋委員、
櫻庭委員、北原委員、三澤委員、鎌野委員
【事務局】環境保全部 宍倉部長
環境保全部 環境規制課 石川課長、國吉係長、西川副主査
環境保全部 環境調整課 井谷課長、荒井主幹、松島係長、
大森主査補、大坪技師
【事業者】東京電力株式会社
- 5 議題 【1】諮問 「五井火力発電所更新計画環境影響評価方法書」に関する審査について
て
【2】事業者説明
【3】事業実施区域視察
【4】その他

6 議事の概要

議事【1】については、「五井火力発電所更新計画環境影響評価方法書」の審査について、諮問を行った。

議事【2】については、「五井火力発電所更新計画環境影響評価方法書」についての事業者の説明後、質疑を行った。

議事【3】については、事業実施区域である東京電力株式会社五井火力発電所内の視察を行った。

議事【4】については、今後の予定等について連絡を行った。

7 会議経過

【事務局】 それでは、ただいまから平成21年度第1回千葉市環境影響評価審査会を開催させていただきます。委員の皆様におかれましては、本日は、大変ご多忙のところをご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

進行を務めさせていただきます、環境調整課の井谷と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本日のスケジュールは、事業者から事業概要の説明をいただきまして、その後、事業区域の視察を予定しております。長時間の審査となりますが、よろしく願いいたします。

それでは、開会に当たりまして宍倉環境保全部長よりご挨拶を申し上げます。

【環境保全部長】 環境保全部長の宍倉でございます。本日は平成21年度第1回環境影響評価審査会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

皆様方におかれましては、大変お忙しい中、またお寒い中ご出席いただきましてまことにありがとうございます。また、日ごろから千葉市政各般にわたりまして、とりわけ環境影響評価を通して、環境保全の推進にお力添えをいただいております、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

今日、環境行政の課題が、地球温暖化対策や生物多様性の保全など多様化・複雑化する中で、環境影響評価が果たすべき役割はますます増加しております。そのような状況の中で、環境省では施行後10年が経過しました環境影響評価法を見直し、戦略的アセスメントの導入や対象事業の追加などの検討を進めておるということを聞いております。

さて、この東京電力五井火力発電所は、旧型の発電設備を最新鋭の高効率の設備に更新する事業を計画し、このたび環境影響評価法に基づく環境影響評価方法書が提出されました。方法書は、本事業に係る環境影響評価のいわば方針を定めるものでございます。本日はこの方法書の審査を諮問させていただきたいと考えておりますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。簡単でございますが、ご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

【事務局】 審査会の開催につきましては、千葉市環境影響評価条例施行規則第95条第2項の規定によりまして、委員の半数以上の出席が必要となります。本日の出席委員数は、委員総数16名のところ10名の出席をいただき、本審査会は成立していることをご報告いたします。

それでは、会議に先立ちまして、会長の選出をお願いしたいと存じます。

会長及び副会長は、条例施行規則第94条第2項によりまして、委員の互選により定めるとな

っておりますが、いかがいたしましょうか。

【委員】 ご提案させていただきたいと思います。引き続き会長には生嶋委員、副会長には立本委員にぜひお願いをいたしたいと思います。

【事務局】 ただいま会長に生嶋委員さん、それから副会長に立本委員さんのご提案がございましたが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【事務局】 ありがとうございます。それでは、会長には生嶋委員、副会長には立本委員さんにそれぞれお願いしたいと存じます。

【事務局】 それでは、ここで生嶋会長さんから就任のご挨拶をお願いしたいと存じます。

【会長】 ご推挙いただきまして、今後、皆さんのお力を十分いただいて、使命を進めさせていただきたいと存じます。

環境評価で、一番に基本的に客観的に評価するというので、生態系という概念がもたらされました。これは、今西錦司先生が1945年に初めて「生態系」という言葉をエコシステムからつくられました。はや半世紀になるわけです。いろいろご存じのように、例えばCO₂であればグローバル、地球を一つの生態系と考えて物を考えるように、生態系は、いわゆる気候学と同じように、いろいろ研究しようとする対象によって大きく、また小さくいろいろな大きさとらえます。

さて、今回、これから進めます評価はやはり地域生態系と申しますか、その程度の大きさで生態系を考えていくのが適当じゃないかと思っています。そして、その地域生態系をつくり上げるいろいろな要素がございます。それは、各専門の先生方がいろいろご提案いただかなければまとめることはできないと思うんです。したがって、当初申し上げましたように、皆さんのお力添えがもう何よりも必要でありまして、私は、委員の皆様が自由にいろいろご提言いただける場をつくり上げる、これが会長の仕事ではないかと考えております。

よろしく願いいたします。

これをもちまして、挨拶にかえさせていただきます。

【事務局】 ありがとうございます。

それでは、議事に先立ちまして、お配りしております資料の確認をさせていただきます。まず、会議次第でございます。その次に資料として、資料1として千葉市環境影響評価審査会委員名簿、資料2として千葉市情報公開条例等（抜粋）、資料3として五井火力発電所更新計画に係る環境影響評価手続きに至る経過とスケジュール、資料4として環境影響評価法及び千葉

市環境影響評価条例の抜粋になります。それから、資料5として千葉県知事からの意見提出依頼文書の写しでございます。

あと、資料として座席表ですとかパンフレットで環境アセスメント制度のあらまし、それから「五井火力発電所更新計画環境影響評価方法書」に係る意見記載票、それから千葉市環境影響評価審査会の開催についてでございます。

一応、お手元に配付させていただいておりますが、よろしいでしょうか。

次に、会議及び議事録の公開について、事務局より説明をさせていただきます。

【事務局】 それでは、会議及び議事録の公開につきまして説明させていただきます。資料2でお願いします。

資料2は、私ども千葉市の情報公開条例等を抜粋したものでございます。本日は第1回目の審査会ですので、この情報公開につきまして説明させていただきます。

まず、会議の公開についてでございますが、資料2の上の文にございますように、千葉市情報公開条例第25条において、会議の公開が規定されております。一部読み上げますと、「実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議を公開するものとする。」とされております。当審査会は附属機関に属しますので、会議は原則公開となります。また、同条ただし書きには「会議を公開することが適当でない認められるときは、その限りでない。」として、会議の非公開についても規定しております。会議を非公開とする場合につきましては、条例施行規則第12条第1項に規定しております。これは資料2の裏面のほうに記載がありますけれども。

当審査会におきましても、希少生物等や個人情報、法人等の情報で公開することが適当でない認められる場合、非公開とすることができます。本日の審査会につきましては、事業者の敷地内での現地視察を行うことから、条例7条第3号アの「公にすることにより、当該法人又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を含むことが想定されるため、非公開で行うことが適切と考えられます。あらかじめ送付させていただいた書面により、その旨をお伝えさせていただいており、すべての委員の皆様の承認をいただくことができましたので、千葉市附属機関等の会議の公開に関する要綱に基づいて、本日の会議を非公開とさせていただきたいと存じます。

続きまして、議事録等の公開についてご説明いたします。附属機関等は、会議の公開非公開を問わず、議事録を作成いたします。議事録の訂正過程につきましては、今までと同様に、議事録案を委員の皆様に送付し、合意形成を諮った後に、議事録として公開することとなります。

公開されることを前提に作成されますので、希少生物等に係る審査あるいは個人情報、法人等の情報で公開することが適当でない部分につきましては、事務局で判断させていただき、墨消しさせていただいた上で議事録とさせていただきます。

また、本日の審査会につきましては、会議室の審議のみの議事録を作成させていただきます。その作成させていただいた後、公開したいと存じますので、よろしいでしょうか。

【会長】 ただいまの提案に対しましていかがでしょうか。ご異議ございませんでしょうか。

【会長】 ないようでございますので、承認いたします。

【事務局】 ありがとうございます。

【事務局】 それでは、会長は、条例施行規則第95条第1項の規定によりまして、会議の議長を務めることとなっております。それでは、これからの議事進行につきましては、生嶋会長さんをお願いしたいと存じます。会長さん、議事進行をよろしく願います。

【会長】 それでは、議事に入ります。

諮問に関しまして、事務局よりご説明ください。

【事務局】 本日の審査会ですが、五井火力発電所更新計画環境影響評価方法書に関する審査をお願いするものでございますが、審査に先立ち、宍倉環境保全部長より本日諮問いたします趣旨をご説明させていただいた上で諮問させていただきます。

【環境保全部長】 それでは、諮問に先立ちまして、諮問の趣旨につきましてご説明をさせていただきます。本日審査をお願いいたします五井火力発電所更新計画は、環境影響評価法による第一種事業として、法に基づく環境影響評価手続が行われることとなります。

本事業は、市原市が事業実施区域であります。本市はアセス手続の中で関係地域として審査を進めてまいります。現在、本計画は環境影響評価法に基づく手続の流れの中のアセスメント方法の決定、いわゆるスコーピングを行う方法書の段階でございます。

本市といたしましては、去る1月29日の千葉県知事からの依頼によりまして、環境保全の見地から、方法書に対する意見を提出するものでございます。

意見の提出に当たりましては、本市環境影響評価条例により、環境影響評価審査会にお諮りすることとなっておりますことから、このたび審査会を開催させていただいた次第でございます。

なお、意見につきましては4月中に千葉県に提出することとなっております。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。諮問の趣旨は以上でございます。

では、これから諮問書の朗読をさせていただきます。

千葉市環境影響評価審査会会長、生嶋功様。千葉市長、熊谷俊人。「五井火力発電所更新計画環境影響評価方法書」に関する審査について（諮問）。このことについて、千葉市環境影響評価条例（平成10年千葉市条例第39号）第46条の規定により諮問します。

よろしくお願いいたします。

【会長】 今、市から諮問の写しをお手元に配付されたと思います。本件につきましては、これまでのいろいろな経過が1つ、そのあと事業者から方法書に関する説明、この2つを今日これから審議したいと思います。よろしくお願いいたします。

まず事務局より、今までの経過ということについてご説明ください。

【事務局】 それでは、経過を説明したいと思います。資料3をごらんください。経過とスケジュールを表にさせていただきます。

まず、今回の案件は、平成22年1月25日に環境影響評価方法書を受領しております。翌日、26日から縦覧のお知らせを市のホームページに、また市の広報であります市政だより2月1日号にも掲載しております。縦覧期間は1月26日から1カ月間といたしておりますが、意見書提出期限の3月11日まで可能となっております。

縦覧場所は、市役所本庁舎、各区役所、そして中央図書館としております。中央図書館につきましては、今回から縦覧場所に加えました。図書館開館時間であれば、自由に閲覧できるようにしております。次に、千葉県知事より市長意見の依頼が1月29日に行われました。この回答につきまして、4月末を目途に回答する予定でございます。

今後の予定ですが、第2回審査会が3月26日で、3回目が平成22年度第1回の審査会となり4月22日に予定しております。この3回目の審査会で答申をいただき、4月末までに千葉県知事へ市長意見を回答したいと考えております。

以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。何かご質問等ございますでしょうか。

【委員】 質問ですが、先ほど、バスの中の説明で、縦覧場所として東京電力さんの正門横の事務所というようなことを伺っていたんです。そして縦覧された方が、たしか8人いらしているという。その関係、今ちょっとお話がなかったものですから、ご説明をお願いします。

【事務局】 あそこは事業者が設定した縦覧場所です。私からの説明は千葉市の縦覧場所をお示しました。本市には12名ほど閲覧に来ております。

【委員】 わかりました。どうもありがとう。

【会長】 ほかはいかがでしょうか。

【副会長】 そうしますと、その企業側で縦覧したときの意見書はどこに出るのですか。

【事務局】 縦覧者からの意見については、書面で直接事業者に送る手続になっております。

【副会長】 企業側のほうでその正門のところで縦覧をしたときのその意見書は企業のほうに出るわけでしょう。そうしますと、その意見書はこの委員会には関係ないということですね。

【事務局】 市役所とか区役所で縦覧された方々の意見も、それらはすべて事業者のほうに送付され、事業者はそれらをすべて集約し、千葉県及び市町村に提出してきます。それはこの委員会にもお示しさせていただきます。

【会長】 我々も審議する場合に、それらの意見を十分反映しないといけないと思います。

【委員】 ここは市原市ですよ。先ほど関係市町村ということで千葉市が関与しているという説明がありましたが、千葉市以外にその関係市町村というのですか、どこがあるのでしょうかということをお聞きしたい。

【事務局】 関係地域は、千葉市と袖ヶ浦市です。

【環境保全部長】 お手元の環境影響方法書のあらましに手続の流れを図に示してございます。

公告・縦覧場所は関係地域である千葉市を含めて複数の箇所で実施しており、事業者に郵送された意見書は事業者がすべて集約し、千葉県及び関係市に送付してくる流れとなります。

以上でございます。

【会長】 ほかに、いかがでございましょうか。

ないようでしたら、次に進んでよろしいでしょうか、

では、次に進めさせていただきます。2番目の議事2です。

事業者からの事業説明を受けたいと思います。事業者を入室させてください。

(事業者入室)

【会長】 事業者の方がご入室されましたので、これから方法書についての説明をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【事業者】 まず、私のほうから若干ごあいさつをさせていただきたいと思っております。発電所長をしております大西と申します。よろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、また遠いところをご来所くださいまして本当にありがとうございます。このように大勢の先生を前に大変僭越ではございますけれども、事業者代表といたしまして若干ごあいさつをさせていただきたいと思っております。

五井火力発電所では、1号機から6号機まで合計約189万kWの設備で電気をつくり、お客様にお届けしております。最初の1号機ですけれども、昭和38年、1963年に運転を開始いたしました。

た。したがって、既に半世紀が過ぎようとしております。この間、昭和54年には環境対策ということで、それまでの重原油から、大変クリーンな液化天然ガスという燃料に燃料転換をさせていただいております。ちょうどまたこのころから、昼間と夜の大幅な需要の変動に対応するために、夜に電気設備を停止いたしまして、次の早朝に発電を再開するといった運転を始めております。その運転によりまして、需給の調整にこれまで大変貢献してまいりました。さらに、このような運転を安定的に継続的に行うために、メンテナンス、それから改良等々いろいろ五井火力では行ってまいりました。

しかしながら、先ほど申しましたように、半世紀が過ぎ、近年では機器の故障が大変多くなっております。部品を取りかえようとして発注いたしますと、既に製造中止になっているというものが大変多うございまして、運用ですとか補修、そういう面で大変苦勞して進めているところでございます。このような経年劣化に対応するために、今般、設備の更新の計画をさせていただいたわけでございます。既設の設備、こちらを解体撤去いたしまして、世界最高水準の熱効率61%、1,600℃級コンバインドサイクル発電設備の建設を計画させていただいております。この熱効率向上によりまして、低炭素社会の実現に大きく貢献できるものと考えております。今後、委員の皆様のご理解、そしてご指導をいただきながら、環境影響評価を確実に実施して、本計画を推進してまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、あいさつは以上でございまして、概要について説明をさせていただきたいと思っております。

【事業者】 それでは、「五井火力発電所更新計画」環境影響評価方法書の概要についてご説明いたします。お手元の資料もあわせてごらんください。

事業概要は、スライドにお示ししたとおりでございまして、本件は環境影響評価法及び電気事業法の対象事業でございます。関係地域は、対象事業の実施区域である五井火力発電所の周囲10km内に含まれる市原市、千葉市、袖ヶ浦市としております。また、近傍には、弊社千葉火力発電所とJFE千葉西発電所がございまして、

本日のご説明内容ですが、方法書の構成に沿った形でご説明させていただきます。

まず、対象事業の目的でございます。

火力発電の必要性について説明いたします。

弊社では1都8県のお客様に電気をお届けしていますが、安定供給及びエネルギーセキュリティの確保の観点から、原子力、水力、火力を組み合わせた電源のベストミックスを推進しております。中でも火力発電につきましては、弊社の電源構成の約6割を占めておりますが、電力

需要の変動に柔軟に対応でき、安定供給の確保に必要な電源であります。一方、弊社火力発電設備は運転開始から40年以上が経過し、設備の劣化が見込まれる火力発電所が増加していく見通しです。

したがって、火力発電設備の更新や新設により、今後も一定の供給力を維持していく必要があります。

このような背景のもと、五井火力発電所は初号機が昭和38年に営業運転を開始してから約46年経過しています。したがって、設備の経年劣化に対応するため、このたび、最新鋭の1,600℃級コンバインドサイクル発電方式に設備更新する計画を立てました。

なお、1,600℃級コンバインドサイクル発電設備を弊社ではMACCⅡと呼んでおります。このMACCⅡの採用により、熱効率が世界最高水準の61%に向上し、発電電力量当たりの二酸化炭素排出量の低減が図られます。このことから、安定供給並びにエネルギーセキュリティーの確保に確実に対応できるとともに、低炭素社会の実現並びに低廉な電力供給も図っていくことができると考えております。

続きまして、対象事業の内容についてご説明させていただきます。

発電所の出力について説明いたします。現状の188.6万kWの発電設備はすべて撤去いたします。将来は、この撤去された場所に、71万kW、3軸分を設置することにより、213万kWとなる計画です。

なお、将来の発電設備を1号系列、1軸、2軸、3軸と表記しております。これは弊社のコンバインドサイクル発電所における呼称となっており、1軸イコール1台と考えていただいても結構です。

こちらの図は対象事業実施区域の航空写真をお示ししております。こちらの図は現状の鳥瞰図をお示したものです。こちらは現状の発電設備の配置図です。黄色の部分が主に撤去する設備となります。赤線は、主要な工事実施区域です。それに対して、こちらは将来の配置図です。黄色の部分が今回新設する設備となります。こちらがタービン建屋、こちらがボイラと煙突となります。取水口の位置は現状と将来で変わりませんが、取水口の拡幅を行う予定です。また、放水口は、西方向にあるのに対して、将来の放水口は北西方向に位置を変更します。こちらはコンバインドサイクル発電設備の概要をお示したものです。コンバインドサイクル発電方式は、ガスタービン発電と蒸気発電の長所を組み合わせた発電方式で、高温、高圧の燃焼ガスの膨張力によりガスタービンを回転させると同時に、ガスタービンを回転させた後の高温の排ガスをボイラに導き、蒸気を発生させ、蒸気タービンを回転させて発電する仕組みです。

MACC II は、ガスタービンの耐熱性や冷却効率の改良を図り、ガスタービン燃焼温度を1,600℃へ高温化させて、世界最高水準の熱効率61%を実現します。

発電用燃料としては、LNG、液化天然ガスを使用します。LNGは既存のガス導管にて受け入れます。現状の年間燃料使用量は1から5号機の年間設備利用率57%、6号機の年間利用率70%として算出しています。また、将来の年間燃料使用量は、年間利用率80%を想定して算出しており、年間使用量は現状も将来も約190万トンとほぼ同じになる計画です。

なお、年間燃料使用量は同じですが、熱効率向上効果により、発電電力量は1.5倍に増加いたします。

こちらは、ばい煙に関する事項でございます。窒素酸化物の排出濃度は、現状が31から80ppmであるのに対し、将来は5ppmとなります。また、窒素酸化物の排出量も現状376m³/hに対し、将来66m³/hに低減する計画としています。

煙突高さにつきましては、現状は150m、180mの集合型煙突であるのに対し、将来は59mのボイラー体型となります。

次に、復水器の冷却水について説明します。

ここで、復水器とは、タービン内で仕事をした蒸気を冷やして水に戻す装置です。復水器の冷却水とは、蒸気を冷やす水のことをいいます。冷却方式は現状も将来も海水冷却方式です。また、取放水方式は現状も将来も深層取水、表層放水方式です。冷却水使用量は、現状、63m³/sに対して、将来48m³/sに低減し、取放水温度差は、現状10℃に対して、将来7℃に低減いたします。

また、塩素等薬品については、現状も将来も注入しません。

こちらの図は、取水設備の概念図を示したものです。現状は、荒川工事基準面であるArakawa Peil、A. P. -6.0mからA. P. -3.0mの深さで取水しています。

それに対し、将来はA. P. -12.0mからA. P. -7.0mの深さから取水する計画です。より深い位置での深層取水方式を採用することにより、夏場については表層から取水する場合と比較して約3℃程度低い温度の海水を取水できるものと考えております。

こちらの図は放水設備の概念図を示したものです。現状、A. P. -2.8mからA. P. ±0.0mの深さで放水しています。それに対し、将来はA. P. -3.0mからA. P. ±0.0mの深さで放水する計画です。

なお、先ほど説明したとおり、放水口の位置は西側から北西側に変更する計画です。

次に、用水について説明します。発電用水は、現状も将来も五井市原地区工業用水道からの受水となります。日平均使用量は、現状、3,690m³に対して約2,000m³に低減します。

また、生活用水は、現状も将来も発電所構内に設置しています自社井戸からの受水となります。日平均使用量は現状280m³に対して、160m³に低減します。一般排水については、新たに設置する総合排水処理装置にて、スライドの表に示す水質に処理した後、海域に排出する計画です。例えば、化学的酸素要求量は日平均5mg/L以下に、窒素含有量は日平均15mg/L以下に処理します

将来の排水量は現状より低減します。

工事計画については、今回の環境影響評価の対象となる撤去工事から1号系列3軸の運転開始まで10年程度を予定しています。現在の計画では、施設設備を撤去した後、建設工事を開始する計画です。

続きまして、方法書第3章の地域の概況ですが、自然的状況と社会的状況について整理しています。内容の詳細については、時間の関係上、省略させていただきます。

最後に、評価項目の選定と主な項目の評価方法をご説明いたします。

まず、大気環境については、こちらの表のとおり項目を選定しております。黄色い網がけの部分が発電所に係る環境影響評価の手引の参考項目となりますが、参考項目のうち、選定しない項目は建設機械の稼働に伴う騒音・振動、施設の稼働に伴う騒音・振動がございませぬ。これらについては、騒音・振動の発生場所から民家等まで1km以上の距離があり、騒音・振動は伝播しにくいと考えられることから選定していません。

なお、参考項目とはなっていないませんが、対象事業実施区域周辺道路はNO_x・PM法の特定地域に指定されていることから、工事用資機材の搬出入時とともに発電所供用時の資材等の搬出入時の浮遊粒子状物質の評価をいたします。

水環境については、こちらの表のとおりでございます。

選定しない項目としては、地形改変及び施設の存在に伴う流向及び流速があります。これらについては、取放水設備の更新に伴う新たな施設の設置を行いますが、取放水口前面の限られた範囲に設置することから、流向及び流速への影響は小さいと考えられ、選定していません。

動物、植物、生態系については表のとおり選定しております。選定しない項目の理由は後ほどご説明いたします。

その他、景観等につきましては表のとおり選定しております。

項目として選定しない理由ですが、大気環境、水環境については先ほどご説明したとおりでございますので省略いたします。

続いて地形改変及び施設の存在による海域の植物への影響については、対象事業実施区域近

傍には、藻場及びアマモ等の海藻草類が分布しないため選定していません。

工事及び施設の存在による生態系への影響については、対象事業実施区域は埋立地の工業専用地域に位置します。また、植生は植栽木や芝地などの比較的単純なものとなっております。このため、出現する動物の種類が限られた生態系が成立していると考えています。また、将来の発電設備は、現状の発電設備を撤去し、その跡地に設置することとしており、樹木伐採もほとんどないことから、現在成立している生態系に及ぼす影響はほとんどないものと考えられるため選定していません。

続きまして、調査及び予測の手法をご説明しますが、その前に予測に使用するデータの扱いについてまず説明いたします。今回の環境影響評価では、隣の千葉火力発電所、1、2号系列環境影響評価とこれに関連する事後調査で実施した海域調査結果を使用する予定です。

スライドの表では、これらの結果を千葉火力修正調査書、千葉火力事後調査報告書と呼んでおります。これらの調査結果と公共機関が実施した調査結果並びに今回の環境影響評価で実施する現地調査結果を使用しますが、データ使用パターンごとにAからEに分類しました。

水環境の予測を例に、Aパターンからご説明します。

Aパターンは、今回のアセスメントの現地調査結果を用いて予測を行うもので、施設の稼働に伴う化学的酸素要求量、全窒素、全磷、建設機械の稼働に伴う浮遊物質量の予測などがこれに当たります。

Bパターンは、公共機関が実施した調査結果を用いるもので、施設の稼働に伴う温排水の予測時の環境水温の設定などがこれに当たります。

Cパターンは、このスライドでは事例がございませんが、公共機関が実施した調査結果と今回の環境影響評価の現地調査の結果の両方を用いて予測を行うものになります。

次のスライドの表は、海生生物に関する予測に使用するデータの扱いを示したものです。こちらを用いてDパターン以下をご説明いたします。

Dパターンは、過去のデータである千葉火力修正調査書あるいは千葉火力事後調査報告書の結果と今回のアセスメントの現地調査結果の両方を用いるもので、魚等の遊泳動物や海生植物の重要な種などがこれに当たります。遊泳動物は必ず同じ種類のものが捕捉できるとは限りません。また、重要種は、過去も含め、出現したすべての種を対象にすることが適当であると考えます。したがって、過去と直近の両方のデータを使用することにしました。

最後に、Eパターンは過去データのみを用いて予測を行うもので、海生動植物への影響評価などがこれに当たります。ただし、このEパターンで使用するデータは、古いもので平成3年の

調査結果であるため、幾つかの代表点で現地調査を改めて実施し、予測データとして使用することの妥当性を確認した上で使用することを考えております。

例えば、動植物プランクトンの調査は、千葉火力事後調査書では12調査点で実施していますが、今回代表する6調査点で現地調査を行い、過去の調査結果の妥当性を確認した上で過去データを予測データとして使用します。

それでは、まず大気環境の調査及び予測から説明します。

まずは、関連車両による窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等の影響についてです。

文献調査は輸送経路周辺の自動車排ガス測定局等のデータを整理し、現地調査は交通量調査を輸送経路沿いの3地点で1日24時間行う計画です。窒素酸化物・浮遊粒子状物質の予測は、輸送経路沿いの3地点で数値計算により行います。

次に、施設の稼働による窒素酸化物の影響について説明いたします。文献調査は20km範囲内の一般大気測定局における二酸化窒素濃度を5年間程度現況データとして整理します。現地調査は地上気象を発電所構内で1年間測定します。上層気象は、五井火力発電所の煙突にて、地上高さ173mの風向風速計により1年間測定します。また、高層気象は五井火力発電所において、四季各1週間、上空1,500m程度までの風向風速、気温を測定します。

これらの気象条件を用い、大気拡散予測計算を行います。

年平均値濃度、日平均値濃度、ダウンウオッシュ等、特殊気象条件時の1時間値濃度を予測します。

なお、施設の稼働に伴う大気拡散予測に関する計算書の詳細については今回はご説明しませんが、NO_xマニュアルですとかアセスの手引等に記載がございますので、そちらのとおり実施する予定でございます。

続いて、水環境の調査及び予測を説明します。

施設の稼働による水質への影響です。文献調査は自治体で行っている公共用水域水質測定における化学的酸素要求量、全窒素、全リンを5年間程度現況データとして整理します。現地調査は、発電所の取水口及び将来の放水口近傍の2調査点で、1年間季節ごとに1回、計4回の水質調査を実施します。予測の手法は、類似の事例を参考に海域への影響について定性的に予測を行います。工事による水の濁りへの影響です。現地調査は、周辺海域の4調査点で1年間季節ごとに1回、計4回の浮遊物質量の測定を行います。

予測の手法は、水の汚れと同様、類似の事例を参考に、海域への影響について定性的に予測を行います。

温排水による水温等への影響でございます。現地調査は、水温、塩分の調査を周辺海域の7地点で四季1回ずつ行います。また、流況調査を周辺海域の2地点で四季各15日間連続で流向、流速の測定を行います。

予測の手法は、数理モデルによるシミュレーションにより、温排水の拡散範囲並びに流況の予測を行います。

なお、五井火力発電所の近傍には、弊社千葉火力発電所、JFE千葉西発電所が立地しており、これら発電所の温排水との重畳が想定されるため、重畳を踏まえた拡散予測を行います。

また、温排水の影響を考慮して、海生動植物への影響について予測評価を行います。

最後に、施設の存在による景観への影響です。主要な眺望点として半径約5kmの範囲を対象とし、4地点を候補としました。

予測の手法は、フォトモンタージュ法により、眺望景観の変化の程度を視覚的に表現し、予測を行います。眺望地点として4地点を候補としておりますが、それぞれの場所からの眺望の様子を示します。まず、五井火力発電所の隣でございます市原市海釣り施設からの眺望です。こちらは先ほどバスから見ていただいた潮見大橋からの眺望です。こちらは田園地帯から五井火力発電所を望める市原市郡本からの眺望です。最後に、千葉ポートタワー展望室からの眺望です。

以上でございます。ご清聴ありがとうございました。

【会長】 どうもありがとうございました。

では、ただいまお受けした説明の中で、おわかりにならなかったこととか、あるいはもう少し知りたいといった点をお示しください。

それから、事務局のほうにちょっとお願いしたいのですが、きょう欠席された委員の方からの何か質問なり、いろいろあるんでしょうか。

【事務局】 本日欠席された委員からは、ご意見等をいただいております。

【会長】 どうぞ。

【委員】 これはもしかすると次回以降に発言すべきことかもしれないのですが、景観に関連して4つの眺望地点からの評価をするということになっているのですが、この4つの眺望点は大変結構ですが、千葉市あるいは県も観光という面で、海上から湾岸のコンビナート群及び工場群の眺望というのを観光資源として位置づけようとしているところで、恐らく、この建て替えが実現するころには、観光船のルートができていないかなと思うんですが、洋上からの眺望という点からも、もう1地点ぐらい加えていただけると、そういった流れに沿っている

のかなという気がいたしました。

【会長】 今ご要望がありましたけれども、いかがでしょうか。

【事業者】 今のお話につきまして、検討させていただきたいと思います。

【会長】 よろしく願いいたします。ほかはいかがでしょう。

【委員】 スライド24の騒音と振動のところで、人家との間が1kmぐらいだから測らないでいい、必要ないという説明ですけれども、実際測ってみたということはあるのですか。この騒音と振動は、実際に搬入するときと実際全体が稼働したときでは違うわけですよね。そういうことの予想はどのように考えたのでしょうか。

【事業者】 お答えします。

資材等の搬出入時については、交通、トラックですとか搬出入上の陸送のものについて予測を行います。ご指摘がございました施設の稼働に伴う騒音・振動の予測については、1km以上離れているということで、予測項目に選定してございません。ただ、実測につきましては、千葉火力発電所の1、2号系列、こちらの出力は今回の将来の発電設備よりも若干規模が大きいものでございますが、そちらのほうで約1km離れたところで騒音・振動の測定をしております。そこでは特に問題がないということを確認してございますし、今回は特に、設備の規模も小さくなりますので、必要がないのではないかとということで項目として選定しておりません。

【委員】 現段階より小さくなるという。

【事業者】 発電所の合計出力としては今回213万kWでございますけれども、千葉火力発電所は約288万kWでございます。

【委員】 わかりました。

【会長】 ほかにいかがでしょうか。

【副会長】 すみません。将来というのは、平成33年から35年までを将来ということですか。それから先のこと。そのことの将来という定義を一つ。

もう一つは、その間、経済状態がいろいろ変化して、周辺の著しく変容があった場合はどのように考えればよいのでしょうか。あるいは、平成33年ごろまでずっと今の状態が、この周辺の変容が変化なく続くという仮定の場合はこれでいける。もし経済状態等が変わって著しく変化した場合は、どのようにこれは企業側さんのほうでは考えておられるのですか、お聞きしたい。

【事業者】 お答えします。

施設の稼働については平成35年以降、3軸すべてがフル稼働した状態を将来と考えておりま

す。将来について、経済状況等が変わるということも当然あるかと思いますが、現時点では不確定な要素が多く想定が難しいと考えておりますので、今回のアセスメントでは将来の予測のために現地調査をこの方法書の審査終了後に行い、その最新のデータを用いて将来を予測することを考えております。

【委員】 このいただいた資料のあらましのところというか、最終的に選定表というところで、先ほど来ご説明を伺って、ちょっと一見しますと、一般的な環境影響評価項目、参考項目というところで、もちろん二重丸で、別に参考項目に上がっていないけれども、特別に今回方法書に盛り込むというところもあるんですけども、逆にそうでないところが、ですから丸がついていないところが目立つという、単純な印象ですけども。

それで、ご説明を伺った中で、もっともなところで、私みたいに法律屋でこういったことについて素人でもわかる場所がございます。例えば生態系などについて、敷地内でそういったことは全く最初の項目から外していいだろうと、そんな方法書に入れるまでもないだろうというのはわかるんですけども、それと、海域に生育する植物というところで、ちょっとお聞きしたい質問なんですけれども、今度もう一つの概要のほうの29ページのところの、先ほどもご説明がありましたように、29ページのその理由(2)のところですね。対象事業実施区域近傍に藻場及びアマモ等の海藻草類が分布していないということで、近傍というのがどのぐらいのことなのか、どこのところにはこういったものがないのか、先ほどのご質問にもありましたように、粉じんとかそういうのには1km以上というふうに具体的に数字が示されているんですが、これはただ近傍となっているので、だからこれはもうそもそもやる必要はないんだということ以外しているんですけども、そのところ、もう少し具体的に、本当にやらなくていいのかどうかということをお伺いしたいと思います。

【事業者】 藻場、アマモなどの海藻草類が分布しないということを書いていますけれども、これは先ほどから話に出ています千葉火力発電所の計画時に調査をしております。今、具体的にどこからどこまでというのは言えないのですが、少なくとも今の対象事業実施区域よりもかなり広い範囲では存在していないことを確認しております。今ここでご説明することはできないので、次回ご説明をさせていただけたらと思います。

【会長】 ほかはいかがでしょうか。

ちょっと私のほうからお聞きしたいんですけども、その生態系について余り論じないというようなことをおっしゃった、軽視する。ところが、考えようによっては、種類数が非常に少ない、動物性であろうが植物性であろうが。種類相が単純になると、わずかの環境変動に対し

てフィードバックがきかないんですね。例えば、食物連鎖であるとか、あるいは栄養塩の奪い合いであるとか、そういった点でフィードバックがきかない。だから、時には悪くいけば大きな作用を及ぼす植物プランクトンの大発生が起こる。これは赤潮であるとか青潮であるとか、現実の問題であります。ですから、生物相が少ない、あるいはバイオマスが少ないということでもって生態系をフォローアップしないのはちょっとまずいんじゃないかと思うんですね。いかがでしょうか。

【事業者】 今のお話、海域ということでしょうか。

【会長】 ええ、海域もそうですね。特に海域でそうです。

【事業者】 海域につきましては、先ほどご説明しましたとおり、排水に関しましてはインパクトを減らすということ、あと、温排水につきましては、取水と放水の温度差を現状10℃から7℃に下げること、温水の量を約3分の2にすること、取水の水深を下げることによって、夏場の取放水温度を下げることにより、周りとの温度差を下げること、そのようなことでインパクトを下げることにしております。かつ、海域ですと、魚、卵、稚仔、底生生物、プランクトンがいたりしますけれども、それらの各項目ごとに温排水のインパクトについて評価いたします。

海域の生態系につきましては、いろいろな意味合いがありまして、評価するのは難しいと認識しております。

【会長】 確かに生態系というのは概念的なことでは、調査も難しいし、説明も難しいと思います。ですけれども、例えば温排水とかにかかわるならば、例えばミチルスなどイガイの仲間が付着するんじゃないかなと思うんですね。そうすると、その経年変化であるとか、こういうことについては一応は注意しなければいけないと思いますね。いかがでしょうか。

【事業者】 経年変化につきましては、今回調査をした上で各項目ごとに評価いたしますので、その後必要に応じて、事後調査計画を検討する必要もあるのではないかと思います。

【会長】 よろしく願いいたします。ほかはいかがでしょう。

【委員】 スライドの15で、煙突の高さなんですけれども、今まで180と150mだったのが59mに下がるという理由は、多分、天然ガスによる汚染物が減ったことによるわけですか、理由としては。ほかにいろいろ現在あるJFEとかああいうところも同じようなタービンなんですけれども、そういう天然ガスを使っているところの煙突に合わせただけでしょうか。どういう理由で59mに下げたのかという。

【事業者】 お答えします。

まず我々の煙突諸元の決定の考え方でございますけれども、その煙突云々の前に、世界最高

水準の発電効率のMACCⅡを採用することによってCO₂をできるだけ下げ、同時に、最新の低NO_x燃焼機、排煙脱硝装置の採用をいたします。これによってNO_x排出濃度を5ppmに低減いたします。加えて、景観への配慮もしてございます。

最後にスライドでお見せしましたけれども、田園地帯からの景観につきましては立地市である市原市も景観条例等を設けてございまして、景観を非常に重視しているというようなところでございます。

それと最後に、やはり窒素酸化物の拡散への配慮もしなければいけないと考えております。こちらは例えば年平均値ですとか日平均値の予測を今後準備書でご提示し、現状と将来でどのような差異があるか、あるいはダウンウオッシュ等の特殊気象条件下の短期予測においてどのような影響があるかを評価した上で、最終的に59mというものを決定していきたいと考えております。

大きくはこの3つで煙突を決めています。ただ単純に低くしているということではございません。

【委員】 だから、一応、そのメインの大切なことは、CO₂を減らし、ばい煙のフィルターをきれいにして、それが第一ですよ、健康的に。景観は第二の問題だろうと思うんですね。そういう点で、どこを重視してきちっと決めていくのか。今、景観とこれと折り合うような感じでやるんじゃないくて、一番大切なものを第一要因としてやって59mというように理解してよろしいでしょうか。

【事業者】 もちろん、窒素酸化物の拡散への配慮が一番大事と考えています。

【委員】 それは一応データとして予測で、シミュレーションみたいなことですか。

【事業者】 シミュレーションを実施いたしますので結果につきましては準備書でお示いたします。

【会長】 では、矢野委員さん。

【委員】 騒音・振動に関してちょっと2点ばかり確認したいことがありますのでお願いいたします。

まず、先ほど質問もありましたけれども、評価項目として選定しないというほうの、機器を入れかえるに当たって、その発電機本体そのものは入れかえるのでしょうか、煙突等は入れかえがないということでもよろしいでしょうか。要するに、煙突等からの発生騒音はどうかかなということをちょっと気にしています。そのことについて、もし騒音の測定をした例とか問題ないというようなことがあれば教えていただきたいというのが1点です。

それからもう1点としては、評価に関してですが、資材等の搬出入に関して騒音・振動は考慮するということが言われていますけれども、その資材というのは燃料等、ここはLNGの搬入に伴う、どういうふうにして搬入されているのかちょっと伺っていないので、直接船で来るとかトラックで持ってくるとかいろいろあるかと思いますが、もしトラック等で持ってくるといことになれば、その運輸に関する資材についても考慮されるのかということですが。

【事業者】 1点目の煙突等からの騒音については先ほど千葉火力で実測をしていると申し上げましたが、こちらのデータについて煙突からのものも含んだものとして測定して問題ないことを確認していると認識してございます。

次に、燃料等の搬入につきましては、既設のガス導管から搬入をしますので、トラック等、陸上輸送での搬入はございません。

【委員】 わかりました。ありがとうございます。

【委員】 59mという非常に半端なあれで、1mで60mになってしまうから、それをどうして59という。はっきりしたあれはあるんですか。普通じゃ1mぐらい出ると60になるし、その59というの、こっちは180と150mというのは一応納得はできるけれども、59という数値が出てきたというのはどういう、シミュレーションで出てきたんですかね。フィルターの機能ですか。

【事業者】 シミュレーションで出てきた値で59mということではございません。いろいろございますけれども、1つは建築基準法の関係や、あるいは今、大型の火力発電所で、一番低煙突で認識しているもので大体59mというのが実績でございまして、そのあたりを参考にしてございます。

【事業者】 今の煙突の高さの関係ですが、基本的に60mを越えますと、航空法で航空障害灯がまず必要になるということと、建築基準法上で工作物大臣認定が必要になってしまうということがございますので、この2つを回避するという考えもございます。

【会長】 ほかはいかがでしょう。

【委員】 先ほど景観のことについてお話が出ておりましたけれど、煙突のところが大分目立つということでございますよね。その煙突、写真で見ると煙突からは煙が出ていないんですけども、先ほどここに来るときに見せていただいた状況では、非常に多くの煙が出ている。その煙の見え方とか、煙の量というのはちょっと物理的にはかれるのかどうかわかりませんが、そういうことについての何かご配慮はあるのでしょうか。近所の煙突は何かそれほど何も出ていないような、きょうの状況では見えていないような状況があったので、非常にこの煙突が煙の出方で目立つというようなことがあろうかと思うんですけども。

【事業者】 お答えします。

今回採用するコンバインドサイクルという発電方式になりますと、ガスタービンでLNGを燃焼させるものになります。今、既設の設備はボイラタービン方式といたしまして、空気の投入量が少し少ないものです。煙突出口の水分、煙突から煙が見えるかどうかというのは、煙突から出てくる排ガスの水分の量で決まりますが、今の煙突ですと、大体15%程度水分が含まれます。それに対して、将来のガスタービンコンバインドサイクルになりますと9%くらいの水分になりますと、煙の見え方はかなり減ると思います。ではどのくらい減るのかということ、周りの大気の状態によります。確実に減るのは確かで、半分以上は減るとは思います。つまり水分含有量の15%と9%の違いということで見え方が減るということになります。

【委員】 見えているのは水蒸気ということですよ。

【事業者】 そのとおりです。

【会長】 ほかにいかがでしょうか。

陸上の植生を見た場合に、今日来る途中にキョウチクトウがかなりな頻度で目に入りましたが、これについて方法書の中にも余り出てこないのですが、いかがでしょうか。

あれはかなり特殊な、環境に強い木ですよ。気孔すなわち stomata が特殊な形をしていて、それがゆえに非常に大気汚染に対して強い樹種だと思います。それがこの中に余り出てこないですね。例えばタブとかなんとは出てくるんだけど。キョウチクトウの実は有毒ですよ。そういうこともあるし。

【事業者】 お答えします。

ご指摘のとおり、キョウチクトウはこういった海辺の環境に強い植物でございまして、生育も早うございまして、人工的に植栽しまして、敷地境界とかに、フェンスとかのかわりにキョウチクトウを植えることが多くございます。花も咲きますので、季節に応じた美しさもあるということで、発電所の進入路等に多く使われておりますが、これらは人工の植栽でございまして。

【会長】 これは、いけば日本の昔からそこに存在する木じゃないですね。外国から来た木ですよ。いかがでしょうか。

【事業者】 そう認識しています。

【委員】 これも先ほどと関係はするんですけども、直接中身のことでなく、形式的なことなので教えていただきたいのですけれども、選定しない理由という、参考項目に挙げないという理由で、この大きな方法書で言いますと4.1-9というところですか。そして、根拠となる

のがこのご説明ですと、発電所アセス条例7条5項ということで、そこに1号と2号というのがあるって、そこを選定しない根拠とすることができると。1号が、ちょっとはしよりますと、極めて小さいことが環境に影響の点で明らかである場合、だから特段の事由がある場合、それから2番目としては対象が相当期間存しないことが明らかである場合というのが挙げられていて、先ほど来ちょっとご説明の中に少し出てまいりましたけれども、何か先般の千葉火力発電所なんていうのはデータなどがあるというようなことをおっしゃっていたんですけれども、そういうのがこの省令上、根拠になり得るのかどうかということと、今回選定しない理由の中でそういった周辺のアセスの際のデータということとの関連ということでちょっとお伺いしたいということ、あるいは私の不勉強で勘違いかもわかりませんが、他の何か根拠の省令等があるのかもわかりませんが、教えていただければと思います。

【事業者】 まず、発電所のアセス省令で定めております第1号、第2号というものを根拠ということにしてございます。この中で、例えば第1号のほうで、環境影響がないか、環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである、というところのよりどころにする中で、実際に今設備があるわけではございませんので、他地点の事例を参考にするというやり方もあるかと思えます。

先ほどの騒音・振動のところでは、第2号ということで整理をさせていただいております。こちら、環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが明らかである場合ということでございますが、こちらは先ほどの事例をもちまして、騒音による影響としては大きくなく、なおかつ、今回1km以上民家等から距離が離れているということで、環境影響を受ける地域、そういった対象が存在しないということで整理をしているものでございます。

【会長】 ありがとうございます。まだまだいろいろ委員さんにはご質問がおりだと思いますけれども、この後、議事の3に掲げております事業実施区域の視察というのがございます。質問はこの辺で打ち切らせていただいて、今の件につきまして、事業者のほうから何かございましたらお願いいたします。

【事業者】 では、続きまして本日の現地調査ルートについてご説明させていただきたいと思えます。バス車内で配付いたしました資料をごらんいただきたいのですが、資料2の裏面にございます発電所構内現地視察位置図をごらんください。

今、皆様がおられる場所がこちらで示すところの①ゲストハウスホールとなっております。まず初めに、バス及び徒歩で1号ボイラ設備にございます②のボイラトップまで移動していただきまして、周辺の状況をごらんいただきたいと思えます。その後、再度徒歩にてバスに戻っ

ていただきまして、③構内の既設取水口地点、こちらでバスをおりましてご視察いただきたいと思ひます。その次にまたバスに乗りまして、④地上・高層気象観測点、こちらはバス車中からの確認をしていただきたいと考えております。その後、⑤、⑥の地点でバスにご乗車いただきまして、上層気象観測点、新設放水口地点、こちらをご確認いただきます。その後、また再度バスにて移動いたしまして、最後⑦、既設放水口地点をご視察いただきたいと思ひます。以上が本日の調査ルートでございます。

また、構内のご視察に当たってのお願いが5点ほどございますのでご説明させていただきたいと思ひます。

お手元にお配りしてございますが、発電所構内現地視察に当たってのお願いをごらんいただけるでしょうか。まず1点目でございますが、写真撮影について、こちら調査地点以外での写真撮影並びにボイラトップでの写真撮影はご遠慮いただけるようお願いいたします。

2点目でございますが、ボイラトップに向かう途中、屋外の通路に帯電防止用のバーがございます。移動中も改めてご案内のほうをいたしますが、こちらのバーに素手で触れてボイラトップに入所いただけるようお願いいたします。

3点目でございますが、ボイラトップにおきましては、立ち入りを制限させていただく場所ですとか、頭上に障害物等もございます。私どものほうで注意喚起の処置をさせていただきますが、お気をつけてご視察くださるようお願いいたします。

4点目でございますが、ボイラトップもしくは取放水口の護岸では、手すりですとか周囲のものに寄りかかったりですとかなさらないようお願いいたします。特にボイラトップは高所となり、危険でございますのでよろしくようお願いいたします。

最後、5点目でございますが、発電所構内のご視察に当たりましては、ヘルメットの着用を必ずお願いいたします。こちらは、審査会が終わった後に弊社にてご案内いたします。ホール入り口を出て横にございますので、ご着用をお願いいたします。また、軍手ですとか防寒着もご用意がございますので、よろしければご利用下さい。

私どもからのお願いは以上でございます。ありがとうございました。

【会長】 細部に至るご説明、どうもありがとうございました。

では、事業者の方はご退出していただいて結構でございますのでどうぞ。

(事業者退出)

【会長】 事業者が退室いたしました。何かこの席でというご質問があれば、あるいはこれだけは皆さんに聞いていただきたいというようなことがございましたらどうぞ。

【委員】 たびたび発言をして申しわけございません。ちょっと事務局のほうに可能であればお願いですけれども、先ほどから、どうしても気になっていますのは、一覧して今回、そもそも最初の参考項目というか、環境影響評価項目から外すと、だからそれについては何もやらないというのがちょっと目立ちますので、そうすると何も出てこないのですね。ですから、そうになったら遅いので、ですから1つはそういったこと、運用上、他のところでも比較的そういうのが多いのかと、これはあくまでも運用上ですので、あるいはこれは国のアセスですので、環境省との事前の何かそういったことで、そのあたりはもうというようなことなのか、そういうことがわかるかどうかわかりませんが、そのあたり、事務局のほうでお調べいただけたらと思います。

それから、先ほど来、千葉火力でどうのこうのと出てきますが、やはり場所が違ったり、時が違えば、もう千葉火力のほうでやってあるからとかなんとかというのが果たしてちゃんとした理由になるのかどうかという、これも省令上とかあるいは環境省の運用上とかという、そのあたりをもし、そういった抗弁といいますか、そういった根拠になり得るのかどうかということもご確認を、可能な限りでいいですからと思います。最初が大事ですので、項目から外れますと何も言えなくなりますので、その点ぜひお願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。

では、議事4、その他につきまして、事務局のほうからご説明をお願いします。

【事務局】 それでは、今後のスケジュールにつきまして、先ほどちょっと出ましたけれども、お知らせいたします。配布資料のNo.9、一番最後のほうにつけておりますが、環境影響評価審査の開催についてということで。

まず、今後のスケジュールですが、4月中に千葉県知事に市長意見を提出する予定となっているため、3月と4月に各1回ずつ審査会を開催させていただきたいと存じます。次回の2回目の審査会は3月26日金曜日の午後2時から、私ども千葉市役所の議会棟での開催を予定しております。4月の審査会につきましては、平成22年度の第1回目となりますけれども、4月22日木曜日でございますが、2時から、JR千葉みなどの近くに、千葉市総合保健医療センターでの開催を予定しております。

次に、本件に関するご意見がある場合には、2月26日までに事務局まで、恐れ入りますけれども、書面で提出していただきますようお願いしたいと存じます。

委員の皆様におかれましては、これから年度末あるいは年度初めにかけて大変ご多忙とは存じますけれども、何とぞご出席のほどをお願いしたいと思います。

以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。ほかに何かございますか。

では、ないようですので、議事をすべて終了いたします。

では、あとの進行を事務局のほうにお返しします。

【事務局】 ありがとうございます。これもちまして、第1回千葉市環境影響評価審査会を終了とさせていただきます。